

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針

～ 子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現するために ～

1 方針策定の目的・基本理念

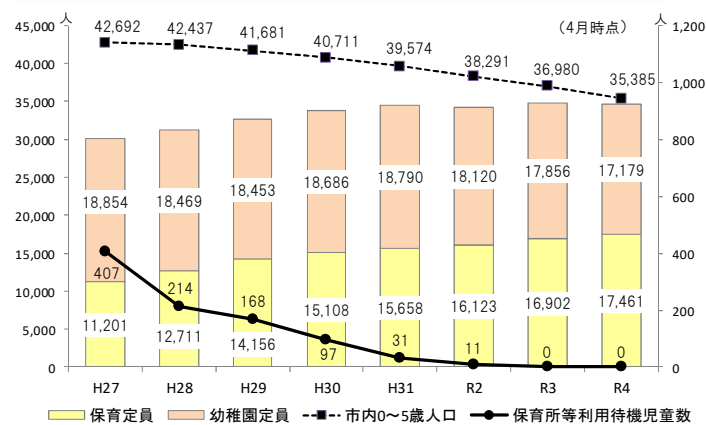
市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、**子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現すること**です。

少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民ニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に適應し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定します。

〈基本理念〉質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。

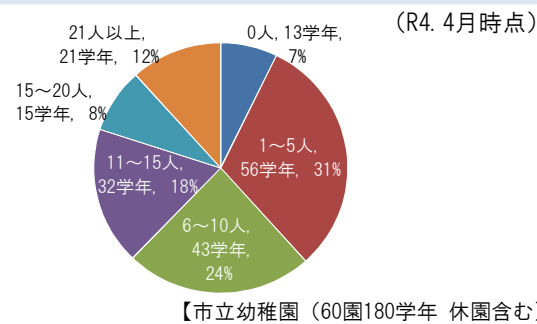
2 就学前施設の現状

（１）就学前施設定員と人口、待機児童数の推移



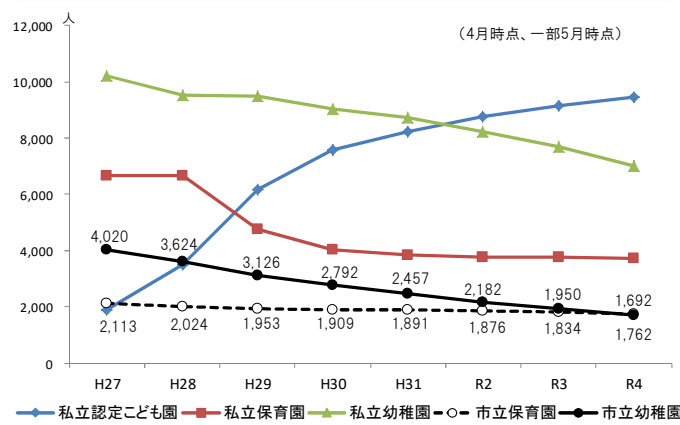
- ・保育所の施設整備等により定員は年々拡大しています。
- ・令和3年、4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。

（３）市立幼稚園1学年あたりの園児数



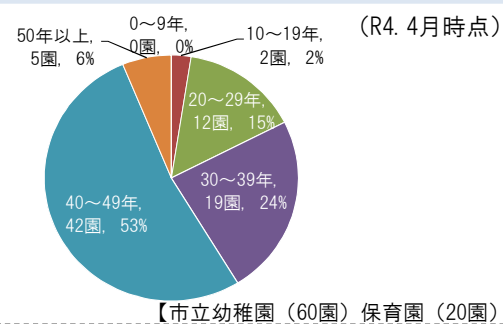
- ・園児数10人以下の学年が6割以上あり、小規模化しています。

（２）施設種類別の園児数の推移



- ・市立幼稚園の園児数は平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。

（４）市立幼稚園・保育園施設の築年数



- ・築後40年以上の施設は全体の約6割あり、老朽化が進んでいます。

3 課題

- ・市立幼稚園は、園児数が大幅に減少し、**集団での学びと持続可能な運営が難しくなっている園が増加**しています。
- ・市立保育園は、今後、少子化の進行により園児数の減少が予想されており、**保育需要に合わせた定員の適正化が必要**です。
- ・ライフスタイルの多様化や子育てに対する価値観の変化などにより、**市立幼稚園・保育園の現状（制度・施設など）が現在の保護者のニーズに答えられていない部分**があります。
- ・市立幼稚園・保育園ともに施設の老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心と快適な環境を確保するためには、**施設の改修が必要**です。
- ・都市部と中山間地域では、幼児教育・保育の提供体制等の**実情が大きく異なっています**。

4 基本方針

（１）提供体制の確保

※ 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方は「6」を参照

① 「集団での学び」の充実を図るため、規模適正化に努めます。

- ・**1学年（3歳児以上）15人以上の園児の確保**を目指し、統廃合などを検討します。
- ・保育需要や既存施設の保育環境に合わせた、適正な定員の設定に努めます。

② 中学校区をエリアとし、地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園（拠点園）を設定します。

- ・市立幼稚園・保育園の中から、**園児数や施設の状況などを踏まえ「拠点園」を設定**します。

③ 多様な市民ニーズや地域の実情などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。

- ・地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の**「認定こども園化」**を検討します。

（２）運営の充実

① 市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営に取り組みます。

- ・浜松市教育総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。
- ・地域への愛着を育む教育・保育を実践するとともに、私立園を含め、小学校との連携・接続を推進します。
- ・研修や指導訪問の充実などにより、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。
- ・支援を必要とする子供や外国にルーツを持つ子供たちが、共に学び成長できる幼児教育・保育を推進します。
- ・災害時の拠点としての機能強化を図ります。

② 社会環境の変化に対応した運営を推進します。

- ・拠点園の**預かり保育や一時預かり事業などを充実**します。

③ 拠点園の中から、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を設定します。

- ・私立園を含む地域の幼児教育・保育の連携を推進する役割を担い、幼児教育・保育に関する情報発信などを行います。
- ・**地域の子育て支援機能**（未就園児への支援など）を充実します。

（３）施設の整備

① 計画的な施設修繕に取り組みます。

- ・大規模改修などによる**施設の長寿命化**を図ります。
- ・**予防保全**による計画的な施設の保全・維持を図ります。

② 統廃合などに合わせ、効率的・効果的な整備方法を検討します。

- ・拠点園に必要な機能を踏まえた整備に努めます。
- ・**既存施設の活用を優先**しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転や新設を検討します。
- ・施設の複合化（学校等との施設の一体化など）を検討します。

③ 環境等に配慮した整備を推進します。

- ・利用者に配慮した**バリアフリー化**や、環境に配慮した**省電力化など**を検討します。

5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～ 標準モデル ～

（１）市立幼稚園・保育園の両方がある地域

- ・原則１園を拠点園に設定します。（幼稚園・保育園それぞれに設定する場合があります。）
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

（２）市立幼稚園のみの地域

- ・原則１園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- ・統廃合に合わせ、預かり保育を充実します。

（３）市立保育園のみの地域

- ・原則１園を拠点園に設定します。
- ・園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
- ・統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

（４）市立幼稚園・保育園がない地域

- ・拠点園は設定しません。
※ 私立園による幼児教育・保育の提供が難しくなった場合には、提供体制について検討します。

6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方

（１）規模適正化

＜統廃合検討開始の目安＞

- ・４月１日時点の１学年（３歳児）の園児数が、**２年続けて「５人未満」**となったとき
- ・統廃合に関して、保護者及び地域の合意があり、**保護者及び地域から要望**があったとき
- ・地域の就学前施設の状況や人口推計などにより、統廃合することが合理的と判断したとき
- ・施設が老朽化し、建替えまたは建替えに近い規模での改修が必要になったとき

～ 検討の流れ ～

- ① ＜統廃合検討開始の目安＞に該当する園の検討
- ② 地域や市全体の幼児教育・保育の状況などを踏まえ、統廃合の妥当性について検証
- ③ 保護者、地元自治会、地域内の私立園など関係者との調整（統廃合の時期、統廃合後の通園支援や跡地利用などについて意見交換）
- ④ 議会、区協議会への説明
- ⑤ 統廃合の決定

（２）拠点園の設定

- ・拠点園を、中学校区に原則１園設定します。※
- ・拠点園は、原則、運営を継続します。
- ・**地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担うモデル園を拠点園の中から設定し、効果や課題などを検証**します。

※ 幼稚園と保育園の双方がある中学校区は、それぞれに拠点園を設定する場合があります。

※ 私立園が地域の需要を十分カバーできている中学校区については、拠点園を設定しない場合があります。

※ 小規模園（全園児15人以下程度）は、拠点園に設定しない場合があります。

※ 面積が広く、統廃合した場合、著しく通園が困難になるなど、特段の事情がある場合には、拠点園の設定に考慮します。

～ 拠点園選定の視点 ～

- ✓ 他園と比べて園児数が多く、将来的にも減少見込みが少ない。
- ✓ 十分な部屋数があるなど、施設の機能が整っている。
- ✓ 他園と比べて施設の状態が良い。
- ✓ 利便性の高い場所に立地している。
- ✓ ハザードマップなどから、災害等で被災する可能性が低い。
- ✓ 借地がない。 など

（３）認定こども園化

- ・認定こども園の設置や移行は、幼稚園と保育園の統合や、保育園の認定こども園化を基本とします。
- ・幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。
- ・認定こども園化にあたっては、**効果や課題などを検証**し、今後の拡大について検討します。

7 方針運用にあたっての配慮事項等

（１）地域性への配慮

- ・保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、統廃合が必要とされる場合には慎重に検討を進めます。
- ・中山間地域の市立園は、地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、統廃合検討開始の目安（２年続けて「５人未満」になったとき）に該当した場合においても、在園児がおり、園存続の要望がある場合には、保護者や地元自治会などとともに園のあり方について検討します。
- ・統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実を図ります。

（２）統廃合への配慮

- ・統廃合にあたっては、運営の擦り合わせなどを行う十分な期間を確保するとともに、統廃合後スムーズに園生活を送ることができるよう、交流事業などを実施します。
- ・統廃合により閉園する際には、在園児の保護者などの意向を確認したうえで、新入園児の募集停止や閉園する時期などを決定します。
- ・統廃合により、著しく通園が不便になる地域については、園児の心身の負担などを考慮したうえで通園バスによる送迎などを検討します。
- ・統合後は、保護者などへのアンケート調査を行い、園の状況などの把握に努めます。

（３）私立園との連携

- ・定員変更や施設整備などにあたっては、私立園に及ぼす影響などを考慮します。
- ・幼児教育・保育に関する情報交換や合同研修など、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を中心に私立園と市立園の連携を促進します。

（４）その他

- ・少子化による園児数の減少や、幼稚園教諭・保育士等の確保がさらに難しくなることを踏まえ、持続可能で効率的・効果的な幼児教育・保育の提供体制の整備に努めます。
- ・この方針は、就学前施設に係る制度改正や社会環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

8 スケジュール

作業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
(1) 方針の運用等	完成	進捗管理、必要に応じて内容の見直し			
(2) 統廃合等による適正規模の確保等	統廃合に関する検討・調整・実施				
(3) 拠点園の設定	選定・決定	必要に応じて見直し			
(4) 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園（モデル園）の設定、効果・課題の検証	選定・決定	実施、効果・課題の検証	本格実施		
(5) 市立認定こども園化の検討、選定、効果・課題の検証	選定・決定・準備		開設、効果・課題の検証	本格実施	
(6) 市立幼稚園・保育園の各種制度や実施園の見直し（預かり保育、発達支援など）		検討・決定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し		
(7) 施設の修繕等に関する計画		検討・策定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し		